

制度情報—2022年9月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

ビジネス環境を更に最適化し市場主体の制度的取引コストを 引き下げることに關する國務院弁公庁の意見

(発令元) 國務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2022〕30号

(公布日) 2022年9月15日

1. 主なポイント

- (1) 市場参入ネガティブリストによる管理を全面的に実施し、2022年10月末迄に各地域は、市場参入制限における明瞭もしくは不明確な規定に対して整理を行い、外商投資参入前の国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を充分に実施し、全国版のクロスボーダーサービス貿易ネガティブリストの発行を推進する。(第1条)
- (2) 現地で企業を登録したり、生産ラインを建設したり、現地のサプライヤーから製品を調達したり、現地の支援リストに入っていることを落札結果に結び付けられなくする等、政府調達と入札募集行為を制度化し、地方保護、企業の私営や国有企業等の不合理な制限を撤廃し、これを打破する。(第4条)
- (3) 市場主体の登録手続きを最適化する。2022年10月末迄に、中国全土統一の企業設立、登記制度と審査基準の変更を行い、徐々に中国国内企業と外資の一体化サービスを実現し、各地域で違法に設置されている企業の地域間経営と移転制限の整理を行う。(第5条)
- (4) 法定権限の設定に違反したり、過剰な罰金を科す等の不合理な罰金事項について、速やかに整理と調整を行う等、政府による料金徴収と罰金行為を厳格に制度化する。(第6条)
- (5) クロスボーダー貿易サービスを最適化し、「単一窓口」の「通関+物流」、「対外貿易+金融」機能を拡張し、企業のために通関物流情報照会、輸出信用保険手続き、クロスボーダー決済等のサービスを提供し、2022年末迄に中国国内の主な港(空港)における輸出入通関業務のオンライン処理を実現することを明確化した。(第13条)
- (6) 統一的な行政裁量権基準制度を確立し、無秩序な法執行の防止、類似案の異なる処罰、過度な処罰等の問題、かつ「一律的」な法執行を根絶し、法定のプロセスを経ず市場主体に全面的な操業停止を求めることはできないこととする等、政府による法執行行為の監督を制度化する。(第18条)

2. 今後の留意点

この意見では、合計23項目のビジネス環境を最適化するための措置を打ち出しており、市場主体の負担をある程度軽減し、市場活性化につながるものと思われる。今後、各地域の政府は、この意見に基づいて具体的な実施細則を制定する可能性があるため、日本企業は、現地の政府機関の動

態を適時注目し、弁護士及び現地の政府と話し合い、政策を正確に理解したうえ、これら利便性の高い措置を適時運用し、企業のコストを軽減してゆく必要がある。（全 23 条）

企業食品安全主体责任監督管理着実化規定

（発令元）国家市場監督管理総局

（法令番号）国家市場監督管理総局令第 60 号

（公布日）2022 年 9 月 22 日

（施行日）2022 年 11 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 特殊食品のメーカー、食事人数が 500 名以上の学校の食堂、食事人数 300 名以上の幼稚園の食堂、大手・中規模食品メーカー、大手・中規模飲食サービス企業、飲食チェーン企業の本部、大手・中規模食品販売企業、販売チェーン企業の本部等、どのような企業に食品安全総合監察職を置くべきかを明確化した。（第 5 条）
- (2) 従業員や食品安全管理者に対し企業が研修を行う必要性を強調した。食品メーカーは、従業員に対して食の安全に関する知識についての研修を行い、食品安全総合監察職や食品安全員職を担当する者に対して法令と食の安全に関する専門知識の研修や審査を行う必要があることを明確化した。（第 16 条）
- (3) 企業は食の安全に関する日々の管理・週ごとの検査・毎月の調整制度を確立し、書面による記録と報告書を作成しなければならないこととした。市場監督管理局は、これらの制度や企業による日々の管理、検査、調整の中で発見された食の安全に関する潜在的な危険性と改善の状況を監督検査の重要な内容とする。（第 11 条、第 12 条等）
- (4) 規定通り食の安全管理制度が確立されているか、食品安全総合監察職、食の安全管理員などの食品安全管理者や、規定通り食の安全管理制度を整備し、研修を行い、審査しているかを監督し、責任制の要求通り食の安全に関する責任を実行していない場合の法的責任を明確化した。（第 18 条）

2. 今後の留意点

食の安全という問題は、常に社会から関心を集めているものであり、この規定の施行後、市場監督管理局等の政府機関が食品メーカーに対する監督と法執行力を強化する可能性がある。食品メーカーは、この規定に関する内容を適時理解し、社内制度の確立と実施に対する内部統制コンプライアンスを強化し、政府の法執行の過程において、合理的な方法で積極的に政府機関と話し合い、交渉することに留意する必要がある。（全 4 条）

社会保険料の段階的な納付猶予政策の更なる実施に関する問題の通知

(発令元) 人力資源社会保障部弁公庁、国家発展改革委員会弁公庁、

財政部弁公庁 国家税務総局弁公庁

(法令番号) 人社庁発〔2022〕50号

(公布日) 2022年9月22日

1. 主なポイント

- (1) 社会保険料の納付猶予政策の適用範囲を拡大し、2022年9月から対象となる業界範囲を従前の飲食・小売・旅行・民間航空・紡績・服装・製薬等、22業界から全ての業界に拡大した。さらに中小零細企業等、職場を単位として保険に加入する個人事業主のほか、感染症の影響が深刻で、生産経営が困難な企業で従業員の基本養老保険に加入している事業者や各種社会組織も社会保険料の納付猶予を申請することができるとした。(第1条)
- (2) 社会保険料の納付猶予政策が2022年末迄実施された後、企業は2023年末迄に納付を猶予された社会保険料を分割または月極等の方式で補填することができる。この社会保険料の納付猶予は、会社負担分に限られ、個人負担分について、企業は依然として月々従業員のために源泉徴収しなければならない。(第2条)
- (3) 企業が社会保険料の納付猶予を申請する手続きの手間を減らすため、申請プロセスを簡素化し、「申請後、即運用」を実現する。(第5条)

2. 今後の留意点

社会保険料の納付猶予は納付免除ではなく、企業が自らの状況に応じて自主的に申請する必要がある。統一的に適用されるわけではない。したがって申請を検討している企業は、現地の感染症の状況や経営状況、定款、財務状況に基づいて弁護士と政府機関から政策条文や執行状況に関する正確な情報を得たうえで総合的に判断を行い、申請する必要がある。提出した書類が正しいものではない場合、行政処罰を科される可能性がある。(全5条)

税務行政許可事項のリストによる管理の全面的な実行に関する国家税務総局の公告

(発令元) 国家税務総局

(法令番号) 国家税務総局公告 2022年第19号

(公布日) 2022年9月28日

(施行日) 2022年11月1日

1. 主なポイント

- (1) 国家税務総局は、国务院の行政許可事項リストに基づき、中国全土で統一的に実施される税務行政許可事項リスト(以下「リスト」という。)を作成・公布し、従来6つに分かれていた税務行政許可事項を「増値税偽造防止税制統制システム最高開票限度額審査」の1つに減らし、省級以下の税務機関がリストの範囲外で税務行政許可を実施できないことを明確化した。(第1条第1項)

- (2) 国家税務総局は、リストと制定された実施規範に基づいて統一形式の事務ガイドラインを作成する。省級の税務局は、この事務ガイドラインを細分化することができるが、省内での統一が必要であり、省内で異なる指針を持つことはできないものとした。同時に、事務ガイドラインは、税務サービス庁や税務局のホームページ等を通じて社会に発表し、発表と同時に法的効力を持つものとした。各地域の税務局は、許可の条件、申請書類、仲介サービス、審査や認可の段階、料金徴収、数量制限等で法定外の条件を追加してはならないものとした。（第2条第2項）
- (3) 形を変えた事実上の許可要件の撤廃や規制に力を入れ、税務局がリストの範囲外で届出・証明・計画・企画・認証・年度検査という名目により、企業等の税務行政の相手側に対して、申請手続きを行ったり、認可を受けてからでない特定の活動に従事できないという要件を設けてはならないことを明確化した。（第2条第3項）
- (4) 事前・事中・事後における全段階での監督の強化、税務行政許可事項に関する潜在的なリスク評価、監督管理のポイントとなる段階や目的に応じ、差別化した監督管理手段の実施、税務行政許可事項に対応する監督管理事項を「インターネット + 監督管理」サイトの監督管理事項における動態管理システムに組み込んで監督管理を行うということを明確化した。（第3条第1項）

2. 今後の留意点

この公告が公布され、施行された後は、従前の「納税者の税金納付猶予に対する認可」、「納税者の納税猶予申告に対する認可」、「納税者による納税割当額の変更に対する認可」、「実際の利益額の前払以外でその他、企業所得税の前払方式を採用することに対する査定」、「企業による請求書発行の認可」等5つの事項は、今後二度と行政許可事項として管理されなくなる。具体的な手続きは、税務総局が別途制定した規定により定められることになる。

日系企業の財務担当者は、税務総局と現地の税務局の動向に注目し、関係する税務事項の処理の流れや必要な書類を適時理解し、企業の業務コストを軽減する必要がある。質問事項がある場合、「12366」や「12345」のサービスホットライン、税務局のホームページ等を通じて相談や通報を行うことができる。（全4条）

『中華人民共和国インターネット安全法』の改定に関する決定（意見聴取稿）

（発令元）国家インターネット情報弁公室

（公布日）2022年9月12日

1. 主なポイント

- (1) インターネットの運行安全保護義務違反や、インターネットの運行上の安全等に悪影響を与える行為の行政処罰の種類と幅を調整し、インターネットの運行の安全に違反した場合の罰金額を最高100万元から100万元以上5,000万元以下か前年度の売上高の5%以下に引き上げる予定。（第1条）
- (2) 重要な情報インフラの運営者が国の安全審査規定に違反してインターネット製品やサービスを購入する行為に対し、「前年度の売上高の5%以下の罰金」という法的責任を追加し、『インターネット安全法』で既に存在している「購入金額の2倍以上10倍以下の罰金」という規定と

選択して適用する。また、重要な情報インフラの運営者がデータの現地化という要請に違反して海外にて重要なデータを保管したり、安全評価を受けることなしに海外へ重要なデータを提供した場合、『データ安全法』第46条、『個人情報保護法』第66条、『インターネットデータ安全管理条例』（意見聴取稿）第64条等の関連規定を適用する。（第4条）

(3) インターネット情報セキュリティ義務違反行為に対する法的責任を統合し、行政処罰の幅（罰金額を最高50万元から全体的に最高5,000万元か前年度の売上高の5%に増やす）と就労禁止措置、法律、行政法規に規定されていない違法行為に関する法的責任の規定を新たに追加した。

（第5条）

(4) 『インターネット安全法』における個人情報保護に関する法的責任を改正し、『個人情報保護法』、『インターネットデータ安全管理条例（意見聴取稿）』の罰則と、『刑法改正案（9）』に規定されている公民の個人情報侵害罪に関する罰則を『インターネット安全法』に導入した。

（第6条）

2. 今後の留意点

今回の改正は、まだ意見聴取の段階であり、正式な法的効力を持たないため、企業や市民より問題提起ができる。ただし、「意見聴取稿」における罰則と法的責任に対する改正は、正式な法律でも残る可能性がある。これは、企業が『インターネット安全法』で法律上の義務を履行しない場合のコンプライアンス上のリスクが正式な法律公布後に増加することを意味している。そのため、インターネット運営者の構成（インターネットの所有者・管理者・サービスプロバイダを指す）に関係する日系企業は、「意見聴取稿」を含む各種インターネット・セキュリティ、データ・セキュリティの立法動向に関心を持ち続け、各種の法的な義務を積極的に履行し、企業の内部統制とコンプライアンスを実現する必要がある。（全6条）

医療機器の生産経営等級監督管理業務の強化に関する

国家薬品监督管理局綜合司の指導意見

（発令元）国家薬品监督管理局綜合司

（法令番号）薬監綜械管〔2022〕78号

（公布日）2022年9月7日

（施行日）2023年1月1日

1. 主なポイント

(1) 医療機器の生産や経営の等級監督制度を行い、国・省級（自治区、直轄市）・区を設ける市級の薬品監督管理機関それぞれの監督管理責任を明確化した。（第1条、第6条）

(2) 国家薬品监督管理局は、医療機器製品リスクや製品経営リスクの程度に基づき、医療機器の生産や重点監督管理品目リストか医療機器経営重点監督管理品種リストを作成する。地域を跨いで生産を委託した医療機器登録者については、登録者の所在地である省・自治区・直轄市の医薬品監督管機関により、その製品が当該行政地域の医療機器生産重点監督管理品目リストに含まれているかどうかの検討と決定に責任を持つ。（第2条、第7条）

- (3) 国家医薬品監督管理局は、リスク等級に基づいて医療機器企業を四つの監督管理等級に分け、異なる監督管理等級の企業ごとに監督管理措置を実施する。例えば、長期間監督管理の信用状況が良い企業に対しては、監督管理レベルを適宜下げることができる。地域を跨いで生産を委託する医療機器登録者、受託生産のみを行う受託メーカー、遠隔地に倉庫を増設する経営企業等については、監督管理レベルを適宜引き上げるものとする。（第4条、第8条）
- (4) 医療機器の生産や経営企業に対する監督検査方式を明確化し、事前告知以外の方法を採用している医療機器メーカーへの監督検査では、経営企業に対して抜き打ち的な監督検査を行うこととした。（第5条、第10条）

2. 今後の留意点

この指導意見の公布は、『医療機器監督管理条例』、『医療機器生産監督管理弁法』、『医療機器経営監督管理弁法』の実施を徹底し、更に医療機器の生産経営に対する監督管理を強化するためと思われる。今後、省級や区を設けた市級の医薬品監督管理機関は、現地の医療機器生産や重点監督管理品目リストや医療機器経営重点監督管理品目リストおよび等級監督管理細分化規定を制定すると思われる。各医療機器の生産や経営に従事する日系企業は、現地の政府機関が公布した医療機器生産か医療機器経営の重点監督管理品目リストおよび細分化規定、コンプライアンス調整企業の生産および経営行為、法執行検査に遭遇した場合、速やかに国家医薬品監督管理機関とテクニカルに話し合いや交渉を行い、その企業に対する処罰軽減を図る必要がある。（全13条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

李氏は、2018年7月2日に北京市で金融サービスを行っているA社へ上級プロダクトマネージャーとして入社した。そして労使双方間において、基準月給が3万元、このうち基本給1万元・職位給1万元・業績給1万元で構成されることを約定した3年間の労働契約を締結した。2020年9月1日、A社はWeChAtの業務用グループチャットを通じ、経営に困難が生じたため、上級グループ会社が制定した「業績管理弁法」の関連規定に基づき、その日から業績給の支給を停止することを決定したと通知した。李氏は、この業績給の支給停止に異議を申し立てるため、北京市某区の仲裁委員会に2020年9月から10月迄の間の業績給2万元の支給をA社に求める仲裁を申し立てた。

2. 紛争の焦点

企業の上級グループ会社が制定した規則制度は、グループ内部の全関連企業に適用されるのか？

3. 弁護士の分析

『中華人民共和国労働契約法』第4条には、雇用者が労働者の切実な利益に直接かかわる規則制度や重要事項を制定、改正するか決定する場合、法定のプロセスを経て労働者に公示または告知しなければならないと規定されている。労働関係は、人への依存性が強いいため、使用者の規則制度にも当然強い「人への帰属性」が存在する。つまり、その会社の規則制度は、その会社の労働者にだけ有効であり、他社の規則制度は、その会社の労働者に対する拘束力はない。

また、『労働紛争案件を審理する際の法律適用に係る若干の問題に関する最高裁判所の解釈(1)』第50条には、雇用者が『労働契約法』第4条の規定に基づき、民主的なプロセスを通じて制定した規則制度が国の法律、行政法規や政策の規定に違反せず、労働者に公示されている場合、労使双方の権利や義務を確定する根拠とすることができると規定されている。

本件において、A社は上級グループ会社が制定した「業績管理弁法」を、法定の民主的なプロセスを経ず直接適用し、李氏に公示も告知もしていない。したがって、A社と李氏間の規則制度の根拠とすることはできないため、A社は李氏に2020年9月から10月迄の業績給2万元を支給すべきである。

4. 司法判断

本件では、労働仲裁の結果、李氏の仲裁請求を支持する裁定が下された。

5. 留意点

実務では、企業内部における規則制度の統一性や権威性を充分保障するため、企業グループが制定した規則制度をグループ内部の全関連企業に適用していることが多い。中国の日系企業は、日本本社の規則制度との整合性を保つため、日本本社の規則制度を直接適用して従業員や会社を管理していることがある。

グループ内の各関連企業は、それぞれが独立した法人であるため、グループが統一的に制定した規則制度を適用する際でも、法定の民主的なプロセスや公示、告知などの手続きを履行しなければならない。本社が制定した規則制度を支社に適用する必要がある場合、支社の従業員を含む全従業

《北京市大地律師事務所》

員や従業員代表と民主的なプロセスと公示、告知等のプロセスを履行し、規則制度がプロセス上の瑕疵によって、労務管理上の欠陥となることを避けるべきである。

また、日本本社の規則制度と中国の現行法には、一部に異なる点があることもある。中国の現地法人が日本本社の規則制度を適用する際は、現地の弁護士と話し合い、中国法を踏まえ、コンプライアンス上の調整を行う必要がある。